

1. 博物館施策の現状と今後の展望について
2. 博物館に対する支援について
3. 劇場・音楽堂等に対する支援について
4. 国立アイヌ民族博物館について

1. 博物館施策の現状と今後の展望について

博物館施策の現状と今後の展望について

I. 現状 多様な博物館が各地で活動しており、一層の発展に取り組むことが課題

- 全国の博物館は様々な活動を通じて教育・学術・文化の発展に寄与。
 - ・ 館数(H30)は、博物館:1,287館で過去最多、博物館類似施設:4,457館で前回調査より増。学芸員数も過去最多。
 - ・ 一館あたり入館者(H29)は、博物館:11万6,100人、博物館類似施設:3万8,100人で、いずれも前回調査より増。

年度	館数(館)		学芸員(人)		年度	一館あたり入館者(人)	
	博物館	博物館類似施設	博物館	博物館類似施設		博物館	博物館類似施設
H14	1,120	4,243	3,393	2,243	H13	104,372	37,971
17	1,196	4,418	3,827	2,397	16	101,721	36,401
20	1,248	4,527	3,990	2,796	19	102,799	36,213
23	1,262	4,485	4,396	2,897	22	101,711	36,761
27	1,256	4,434	4,738	3,083	26	107,437	36,051
30	1,287	4,457	5,035	3,371	29	116,096	38,077

「平成30年度社会教育調査中間報告」から

- 一方、博物館の更なる機能の向上のため、一層取り組むべき課題あり。

テーマ	取組の進展	状況
財政面	資料購入予算がある館	42%
資料整理・調査研究	資料収集・保存を計画的に実施する館	43%
職員の確保・研修	一館当たり職員数	6.3人
	うち学芸系職員数	2.1人
	学芸系職員を他の研修に派遣・参加させている館	56%
情報化への対応	ウェブサイトから目録情報を公開している館	9%
施設設備	施設のリニューアルを必要とする館	68%
都道府県・指定都市立の博物館(154館)	障害者開館レベルを向上させる館	32%
	18:00以降開館する館	18%
	多言語化	パンフレットを整備する館
	解説版を整備する館	6%

「平成25年度日本の博物館総合調査報告書」から

(夜間開館は「週末のみ」の場合を含む)

「平成30年度文化庁調査」から

II. 期待される方向性 社会教育・文化に係る取組を充実しつつ、多くの人に親しまれる魅力ある「館」づくり

1. 子供たちや地域住民への学習機会の提供、収蔵品の収集・保存・調査等の着実な取組など、社会教育施設・文化施設としての役割の一層の充実。
2. ストーリー性ある充実した展示により、国内外を問わず、一人でも多くの人々に、我が国・地域の多様な文化・歴史・風土への理解の促進。
3. 地域活性化・まちづくりの拠点としての博物館が、各地域の文化と経済の好循環創出にも貢献。

III. 今後の取組 博物館の活動支援の充実

- (1) **博物館政策の検討の場の設置**
 - 博物館による社会教育の振興が文化庁の所管になったことを受けて、文化審議会で博物館の総合的な検討を開始。
 - ・ ICOM京都大会での国際的な議論を反映しつつ、前回(平成20年)の博物館法改正後の課題を洗い出し
- (2) **国立館での先進事例・好事例の創出とその横展開**
 - 東京国立博物館「トーハク改革プラン」(H31.2)、国立科学博物館「科博イノベーションプラン」(R1.7.)に代表される改革の推進。
 - ・ わかりやすい展示や多言語化など、快適な観賞環境の整備と入館者サービスの充実
 - ・ 収蔵品の収蔵環境向上のための必要な調査・改修の実施
 - ナショナルセンターとしての全国の博物館への支援。
 - ・ 「文化財活用センター」「科博イノベーションセンター」による収蔵品の活用促進
 - ・ 「文化財防災ネットワーク」による防災に関する各館支援
 - ・ 収蔵品データベースの整備と公開

(3) 各地の博物館における活動支援の充実

- 博物館が地域と共働する事業への支援充実。
 - ・子供たち・高齢者等へのアウトリーチ、インバウンド受入支援のスタートアップなど
 - ・地方分権一括法により、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、公立博物館の首長所管が可能(今年6月～)となっており、地域における博物館政策を一層、総合行政に位置づけ可能に
- 研修の充実、修理・修復への支援。
 - ・専門職員の研修の充実(特に、海外派遣)
 - ・重要文化財の美術工芸品等の収蔵品に関する修理・修復への支援
- 魅力的な展示・企画に関する支援
 - ・国立館等が持つ地方ゆかりの文化資産の地域への貸与等支援(新規)
 - ・「日本博」の一層の活用
- 「施設設備の改修・整備」に関する支援。
 - ・防火設備等の緊急調査を踏まえ、老朽化した設備の改修を支援
 - ・公立社会教育施設災害復旧
 - ・公立博物館の施設の長寿命化のための「公共施設等適正管理推進事業債」の活用

(4) 博物館の活動基盤の整備

- 「博物館を中核とした文化クラスター形成事業」の推進。さらに、文化振興、地域の活性化、経済の活性化の観点から、意欲ある博物館に対し、予算・税制・関係省庁との連携施策を通じた支援(新たな制度の創設の検討)。
- 博物館で活用可能な他省庁の事業や税制優遇などの情報を一覧化・提供。
- 「ジャパンサーチ」等による博物館に関するデジタルアーカイブの内容充実。
- 博物館のうち美術館支援施策の一層の活用。
 - ・登録美術品制度の一層の活用(現在、83件9,237点の美術品が登録)
 - ・美術品補償制度(海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を政府が補填する制度。これまで37件の展覧会が対象)の一層の活用

2. 博物館に対する支援について

現状・背景

- 我が国の博物館は類似施設も含め5,700館存在するが、人材の不足(1館あたり学芸員1.5人)や、来館者の利便性向上など課題あり。
- 一方、博物館を通じて、多くの人々が、我が国や各地域の文化・歴史・自然に親しむ機会を得ることが可能となり、コミュニティ形成やインバウンド対応などへの貢献も注目。
- 博物館の文化拠点としての機能強化を通じて「文化振興→観光振興→地域活性化」の好循環を創出。

施策の方向性

- ・ 博物館による地域文化発信やコミュニティ形成。
- ・ 文化クラスター(文化集積拠点)による地域文化資源の整備支援。
(人材の配置、コレクションや展示環境改善等)
- ・ 専門人材の養成と質の向上。
(マネジメント層、学芸員)
- ・ 「ICOM京都大会」を契機にレガシーを形成。
(調査研究、持続的な運営、海外ネットワーク)

博物館の機能強化に向けたプラン

地域と共働した創造活動支援事業

- ・ 博物館の資源を活用して、地域文化の発信、学校や地域連携など、コミュニティ形成等へ貢献。
- ・ 博物館が、観光・まちづくり・国際交流などの地域連携に貢献するスタートアップ的な支援。
- ・ 比較的小規模な館でも取組可能。



中学校へのアウトリーチ活動

予算規模：380百万円

博物館クラスター推進事業

- ・ 博物館を中核とした文化クラスター(文化集積拠点)による地域文化資源の整備を支援。
- ・ 地域の観光や産業界との連携のためのコーディネーターや、博物館の魅力を高めるための学芸員やインバウンド支援の職員を配置。
- ・ コレクションの磨き上げ(調査、データベース、多言語等)、展示環境改善、多様な来館者のための利便性向上など来館者の受入と満足度の増を支援。



キャッシュレス導入のクラスターモデル

予算規模：1,490百万円



歴史×食文化×観光のクラスターモデル

博物館人材養成・質の向上

- ・ 学芸員の資格認定試験
(例年100名受験、40名認定)
- ・ 学芸員等の研修
 - ・ 館長研修(就任1~2年目)
 - ・ 専門研修(中堅レベル学芸員)
 - ・ マネジメント研修(管理職)
 - ・ エデュケーション研修(教育普及担当者)
 - ・ 学芸員の海外研修(5~10名派遣)

予算規模：56百万円

博物館レガシー基盤強化事業

- ・ 博物館制度の調査研究(審議会の審議に反映)
- ・ PPP等による持続可能な博物館運営の研究(コンセッションの適用可能性を調査)
- ・ 海外ネットワーク構築(国際会議等に専門家を派遣し、博物館政策の国際的な議論に参画・貢献)

予算規模：33百万円

博物館を中核とした文化クラスター推進事業

令和2年度予算額(案) 1,490百万円(新規)

趣旨

博物館を中核とした文化クラスターを形成し、地域の歴史、芸術、自然科学の様々な資源を新たな創造的活動や事業に結び付け、**首長部局等を中心とした地域の主体的・協働的な活動の付加価値を生み出す「文化政策」と「街づくり政策」を合わせて事業展開。** ※自治体負担分の特別交付税措置を要望中

事業内容

◎事業概要

地域の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の魅力発信、観光振興、多言語化や開館時間の延長、ユニークメニューの促進など、博物館を中核とした文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備の支援。

文化観光拠点の機能強化

- ◎ 博物館コレクション等の磨き上げ(調査・データベース・多言語化等)に係る支援を追加
- ◎ クラスター形成の中核を担う学芸員等の確保
- ◎ バリアフリー、展示改修等の整備支援を追加

【平成30年度取組例】



メトロと連携した夜の賑わいモデル



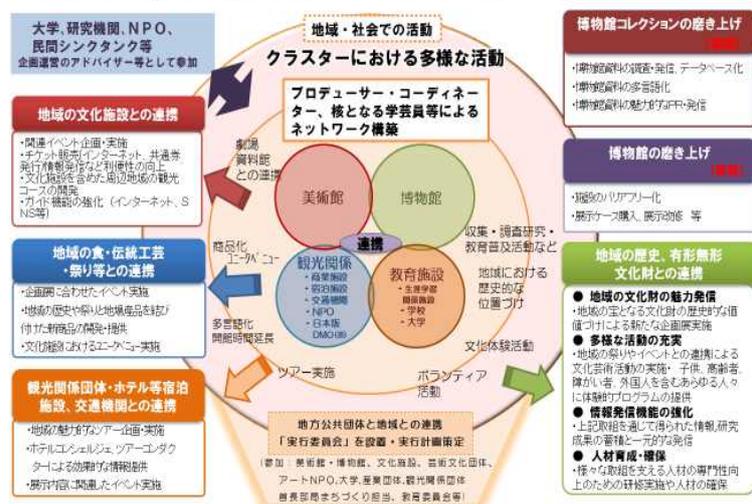
キャッシュレス導入のクラスターモデル



歴史×食文化×観光のクラスターモデル

地域・美術館・博物館を拠点としたクラスター(集積地区)について(イメージ案)

~地域の文化財・歴史・食や文化施設をはじめとする様々な資源を美術館・博物館が中心となって、新たな創造的活動や事業に結び付けて地域の主体的・協働的な活動の付加価値を生み出す「文化政策」と「まちづくり政策」を併せて事業等を展開~



補助

- 補助事業者
文化観光拠点となる博物館・美術館等の文化施設博物館等を中核とした実行委員会等
- 補助金額
予算の範囲内で補助対象経費の2/3

積算

- 積算件数 25件(1件50百万円)
- (参考)
博物館クラスター形成支援事業 H31年度：8件(採択)
H30年度：8件

「文化観光」の推進の検討

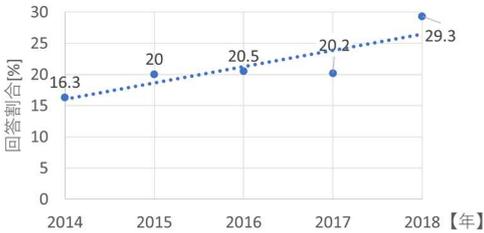
- 「観光立国推進基本計画(平成24年3月)」では、「文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である」と位置づけている。
- 我が国の博物館・美術館等の文化施設は、文化観光の拠点としての伸びしろも大きいことから、これら文化施設の活用、地域との連携を通じた、国内外からの観光旅客の来訪促進等に向けた取組を強力に支援する。
- そのため 2020年のオリンピック・パラリンピックイヤーを契機に、観光庁等と連携し、文部科学大臣・国土交通大臣の共管による、新法を検討中。2020年通常国会の提出(年度内成立)を目指す。

- 訪日外国人観光客のうち29.3%が美術館・博物館を訪問し、26.4%が日本の歴史・伝統文化の体験をするなど(2018年観光庁調査、複数回答)、博物館等の文化資源は観光振興に極めて大きな役割を果たす。
- 各国の博物館も多数の観光客を集めており、我が国の博物館も高いポテンシャルを有している。

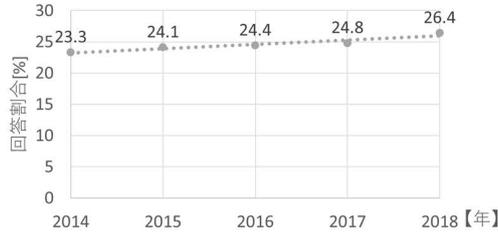
訪日客に対して文化施設が有するポテンシャルの例

外国人旅行客が滞在中に経験したこと

「美術館・博物館」と回答した割合



「日本の歴史・伝統文化体験」と回答した割合



(出典 観光庁「訪日外国人の消費動向」)

博物館のポテンシャル

海外ミュージアム 年間入場者数	
ルーブル美術館	1020万人
中国国家博物館	861万人
メトロポリタン美術館	736万人
バチカン美術館	676万人

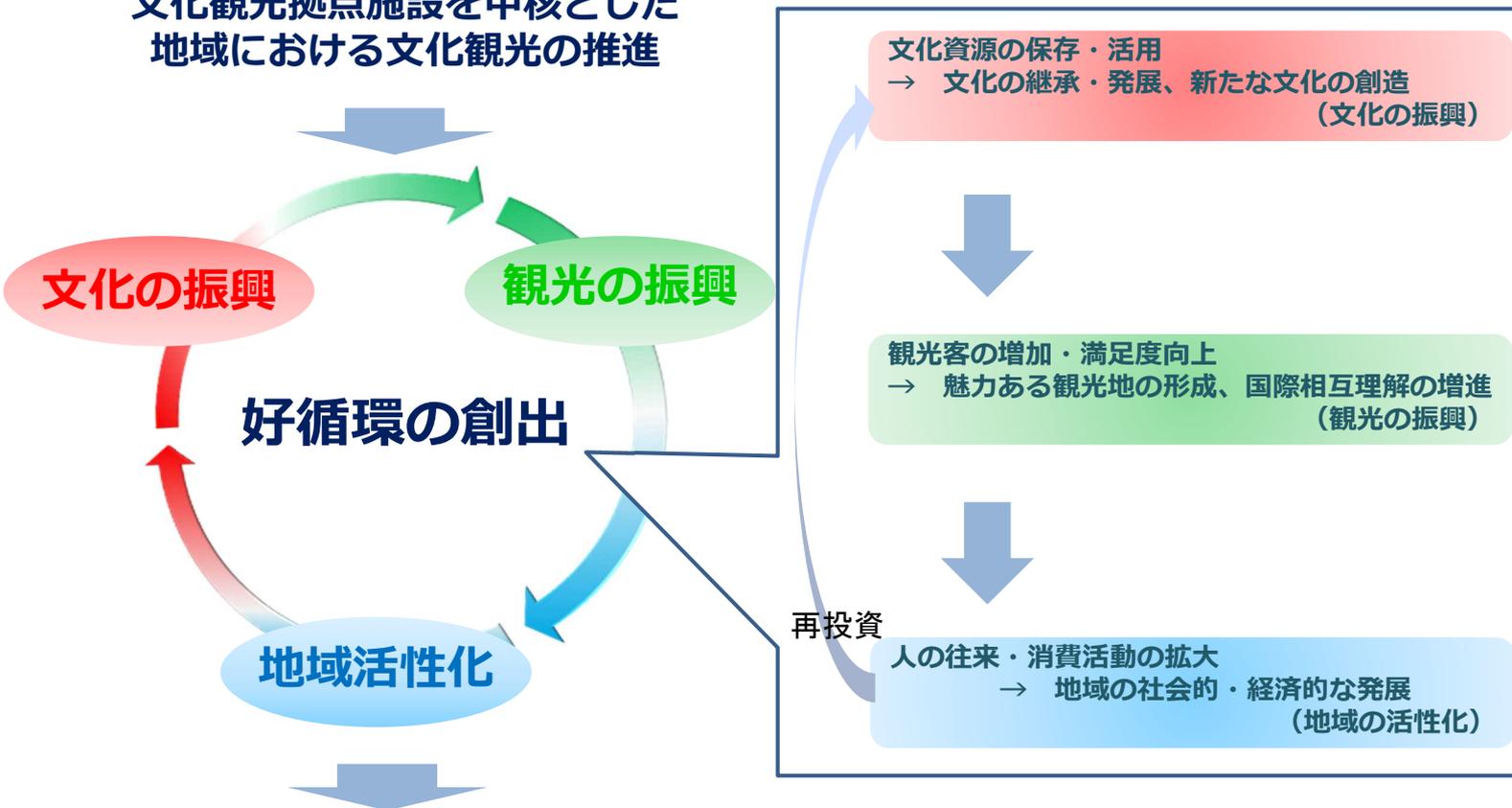
(出典 ミエイコム社「テーマパーク・博物館インデックス2018」)

国内ミュージアム 年間入場者数(2018年度)	
国立科学博物館	266万人
国立新美術館	261万人
金沢21世紀美術館	258万人
お台場 チームラボ	231万人

(出典 総合ユニコム社「月刊レジャー産業資料2019.09」)

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進による 文化・観光・地域活性化の好循環

文化観光拠点施設を中核とした 地域における文化観光の推進



豊かな国民生活の実現・国民経済の発展

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進について（まとめ）（案） ～文化の振興と観光の振興で地域の活性化を図る仕組みづくり～

I 文化振興及び観光振興を共に進めることの重要性

(1) 我が国の文化振興の現状と今後（博物館等の取組を中心に）

- 文化の振興については、多くの人々に文化資源の価値が伝わることで、文化を保存・継承・発展させ、新たな文化の創造につながるといえる。様々な文化資源の価値を伝えるためには、単に羅列して展示するだけでは不十分であり、その魅力をわかりやすく解説・紹介し、国内外からの来訪者が我が国の文化、歴史、自然についての理解を深め、楽しむことができるようにすることが重要である。
- 博物館・美術館などの文化施設は、国公立の設置形態を問わず、より多くの者のための観覧機会の提供につながる活動も多くみられるようになってきた。その結果、国内各地から、さらには海外からも来訪者が増加している。国外からの来訪者に関しては、博物館・美術館に来訪した者が2014年の16%から2018年の29%（観光庁「訪日外国人消費動向」）となっており、確実に増加傾向にある。このような方向性をさらに進めていく必要がある。

(2) 我が国の観光の現状と今後

- 観光の振興については、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月閣議決定）において、「訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、2030年に6000万人とする目標等を達成し、観光立国を実現するため、各省庁、民間、各地域が一体となって施策を実行する」とされている（訪日外国人旅行者数は、2018年において約3200万人）。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる2020年を契機に、「世界に向けて、我が国の魅力的なブランドイメージを強力に発信し、また、我が国の観光の持続的な発展をもたらす有形・無形のレガシーを創出するべく、同大会開催に向け、かつ、その後を見据え、政府一丸、官民一体となって取り組んでいくことが重要である。」また、「個人旅行の増加等旅行形態の多様化、「爆買い」とも呼ばれる訪日外国人旅行者の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズは日々変化し続けている。」（観光立国推進基本計画（平成29年3月閣議決定））とされている。

(3) 文化観光の推進

- 観光立国推進基本計画（平成24年3月閣議決定）において、「文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である」とされている。より簡潔に述べれば、「文化についての理解を深め

ることを目的とする観光」を「文化観光」ということができる。

- 我が国の豊富で多様な観光資源の主要なものである文化資源の魅力を国内外に伝えて、文化観光を推進することは、文化を保存・継承・発展させ、さらに新たな文化の創造に向かう文化の振興においても、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興においても重要である。また、文化の振興及び観光の振興は、地域に新しい文化を育み、人の往来や購買・宿泊などの地域における消費活動の拡大などにつながることで、地域の活性化にも資する。これにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を図ることができる。

(4) 文化観光の今後の方向性及び目標

- 文化観光の担い手として、文化観光資源の中核となるコレクションをもつ博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の多様な分野を含む）等の文化施設のうち、意欲があり、積極的な取組を行う施設を「文化観光拠点施設」としてとらえ、文化観光拠点施設が、その機能を一層強化する計画を持つ場合に、国からの集中的な支援を講じることで、我が国の文化の振興、観光の振興の双方に資する価値を磨き上げるモデルをつくりあげることが可能となる。
- 加えて、当該拠点へのアクセスも含めた利便性の向上や、当該施設を中核として、地方公共団体が総合的かつ一体的にその地域における文化観光を推進し、地域において来訪者が楽しめる工夫などを行い、個別施設だけでは実現困難な「文化観光を推進する地域」の形成も必要である。
- なお、博物館振興の全体の議論は、文化審議会博物館部会において並行して議論することが適当である。

II 「文化観光拠点施設」が目指すべき姿

- 文化観光拠点施設は、有形又は無形の文化的所産などの魅力的な文化資源を有し、その魅力をわかりやすく解説・紹介することを通じ、文化観光に資するという機能を果たすことが求められる。また、文化観光拠点施設は、旅行業者等の民間事業者や観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等の地域において文化観光の推進を戦略的に行うための企画・立案ができる者（文化観光推進事業者）との連携により文化観光拠点施設の魅力づくりを行う必要がある。文化観光推進事業者は、多様な関係者の合意形成や、各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作りなどを担う。また、文化観光拠点施設については、博物館・美術館に限らず、劇場・音楽堂や寺社仏閣等においても、同様の機能をもつ場合は対象となり得る。
- 文化観光拠点施設は、さまざまな年齢層、多様な国籍や文化背景をもつ者、障害のある方など国内外の幅広い来訪者に文化資源の価値をわかりやすく伝えていく施設であることをそのミッションとして明確にしていることを前提とし、以下の①～⑥の活動を行うことが想定される。

① 文化施設の持つコレクションやコンテンツの魅力を高めること （文化資源の魅力の増進に関すること）

芸術、歴史、自然に係る文化資源に関する詳細な調査研究を着実に実施するとともに、展示内容の更新、所有するコレクションの充実（デジタルアーカイブ化も含む）、他の文化施設等との交流を通じて展示品等の貸与を受けることなどを通じ、一定の期間ごとに新しい発信をしていくことが重要である。また、それぞれの地域ごとの特色を活かし、地域住民が親しみをもち、共に楽しむことができる企画なども盛り込むことにより、地域住民を含めたりピーター率をあげ、常に多くの来訪者の呼び込みと文化に対する理解の促進を目指す。

② 来訪者が文化への理解を深めることができる分かりやすい解説や展示上の工夫をすること

（情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの来訪者が文化資源についての理解を深めることに資すること）

当該文化資源を理解する上で重要な歴史的、文化的背景のわかりやすい解説・紹介や、映像により理解を深めるコンテンツの充実、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）を活用した体験型の展示、多言語での展示解説、オーディオガイドの導入、通訳案内士の活用、ガイドツアーの導入などを進め、国内外の来訪者の当該文化資源に対する理解の促進を目指す。

③ 文化施設だけでは取り組めない来訪者のアクセス向上に取り組むこと

(国内外からの観光旅客の移動その他の利便の増進に関すること)

国内外の来訪者の移動の利便性を向上させるため、交通事業者等と連携し、様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した移動により、快適で満足度の高い来訪の実現を目指す。また、チケットをネットで購入できるシステムや開館時間の延長などを含め、円滑な来館を目指す。

④ 文化施設内や周辺地域において飲食や買い物等を楽しむ工夫をすること

(文化資源に関する工芸品や食品等の販売、提供に関すること)

ミュージアムカフェやミュージアムショップ等を充実し、鑑賞に加えて文化観光拠点施設内やその周辺での飲食、買い物、休憩などを来訪者が楽しめ、文化とそれを育ててきた地域へのより一層の理解や親しみを深める工夫を行うことを目指す。

⑤ 日本政府観光局（JNTO）や地域の観光関係事業者との連携による、文化施設の魅力の発信と、幅広く来訪者を惹きつける戦略や効果的なプロモーションを行うこと

(文化観光に関する情報提供の充実強化)

来訪者が文化資源の魅力に十分に触れ、満足度が高い観覧を促進するためには、上記の取組を行った上で、国内外の来訪者が必要とする情報やサービスを的確に提供できる環境の整備が重要である。文化観光拠点施設自らが情報提供する方法や地方公共団体が情報提供する方法のみならず、情報提供に知見を有する事業者等の協力を得ることも可能である。特に、海外への宣伝について多くの知見を持つ日本政府観光局（JNTO）等との連携により、積極的な海外への情報発信、海外プロモーションを行い、外国からの来訪者の呼び込みを目指す。

⑥ 事業に必要な施設又は設備の整備

上記を実施する際に必要な施設や設備の更新、多言語による情報提供、Wi-fi の設置、キャッシュレス、バリアフリーを進め、来訪者に優しい観覧環境を目指す。

Ⅲ 「文化観光を推進する地域」が目指すべき姿

○文化観光の推進を総合的かつ一体的に図ろうとする地域においては、地方公共団体と文化観光拠点施設とが有機的な連携を進め、地域が一体となって文化観光の推進に取り組むことが重要である。具体的には、以下の①～⑥が想定される。

① 文化施設と地域が一体となった、さまざまな鑑賞や体験など来訪者が楽しめる機会を提供すること

(地域における文化資源の魅力の一体的な増進に関すること)

当該地域においては、中核となる文化観光拠点施設のみならず、多くの文化資源が存在する可能性があり、文化観光推進事業者と連携して、これらの魅力を一体的に発信し、文化観光地域としての魅力の向上を目指す。また、地域に点在する関係性の深い文化資源についてストーリー性を持って総合的に捉え、全体として魅力を増進するため、地域の文化資源を的確に把握・調査し、その資源を活用した来訪者が楽しめる工夫をしていること（地域内の複数の文化施設等の連携、都市公園、道路、港湾にオブジェ等を設置するなど地域が一体となったアート空間の創出等）を目指す。

② 文化施設だけでは取り組めない来訪者のアクセス向上に取り組むこと

(国内外からの観光旅客の移動その他の利便の増進に関すること)

国内外の来訪者の移動の利便性を向上させるため、交通事業者等と連携の上、様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した移動や周遊により、快適で満足度の高い来訪の実現を目指す。

③ 地域内の商店街や飲食店等との連携促進に関すること

地域内で来訪者が飲食、買い物、休憩ができるなど、文化観光に加えて当該地域の特産品や、景観の魅力などを活かし、地域のにぎわいを創出して、地域そのものを楽しめる機会を増やすことを目指す。

④ 地域の文化観光に関する情報提供の充実強化

来訪者が文化資源の魅力に十分に触れ、満足度が高い観覧を促進するためには、上記の取組を行った上で、国内外の来訪者が必要とする情報やサービスを的確に提供できる環境の整備が重要である。地方公共団体等自らが情報提供する方法のみならず、情報提供に知見を有する事業者等の協力を得ることも可能である。特に、海外への宣伝について多くの知見を持つ日本政府観光局（JNTO）等との連携により、積極的な海外への情報発信、海外プロモーションを行い、外国からの来訪者の呼び込みを目指す。

⑤ 事業に必要な施設又は設備の整備

上記事業を実施する際に必要な施設や設備の更新、多言語による情報提供、Wi-fiの設置、キャッシュレス、バリアフリーを地域全体で進め、来訪者に優しい観覧環境を目指す。

⑥ 地域住民との連携

地域住民の協力を得たイベントの開催や地域住民が来訪者と触れ合うことができる取組などを通じ、地域住民自らも参画し、中核となる施設や地域を繰り返し楽しむことができる工夫を行うことを目指す。

IV 「文化観光拠点施設」「文化観光を推進する地域」を目指すにあたっての留意点

(1) 「文化観光拠点施設」を目指すにあたっての留意点

- 実施する事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立てること、おおむね五年以内を原則として取組の実施に必要な期間を定め、文化観光拠点施設として必要な経費を整理し、調達方法を明確化する。
- その際、これらの取組に対し、国は必要な支援を行うとともに、文化観光拠点施設は関係事業者の協力を得て事業を実施することが期待される。観覧等に関しては、国内外の参考事例なども踏まえ、その価値に見合った価格を設定することが必要である。

(2) 「文化観光を推進する地域」を目指すにあたっての留意点

- どのような区域を単位として文化観光を推進するのかを特定した上で、地域内での文化観光拠点施設を中核とするかを特定することが必要である。
- また、文化観光を推進する地域における文化観光の現状及び課題を踏まえ、当該地域における基本的な取組、課題解決の方向性等の基本的な方針を明確にし、実施する事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立てて、五年程度を原則とした取組の実施に必要な期間を定め、取組を実施する。

V 国等における施策の連携及び支援の方針

- 「文化観光拠点施設」や「文化観光を推進する地域」が計画に基づいた活動を行う場合に、国によるきめ細やかな対応を講じることとし、具体的には、予算、税制、手続きの簡素化による支援や助言等を行うことが考えられる。

【予算】

① 文化観光拠点施設の魅力向上

- ・博物館のコレクションの充実、展示改修、学芸員を含めた人材の確保、多言語解説、多言語による情報提供、Wi-fiの設備整備、キャッシュレス、バリアフリーの施設整備、国等が所蔵する地域ゆかりの文化資産を活用した展示の支援などを行う。

② 文化観光地域における来訪者の利便性の向上

- ・空港や港からの経路や地域における、切れ目ない多言語案内、Wi-fi、キャッシュレス、バリアフリー等への支援を行う。

【税制】

- ・「企業版ふるさと納税」の制度などを活用して、企業からの寄附を通じた資金流入を促進。
- ・文化観光拠点施設のコレクションの充実を図るために必要な税制上の措置を導入。

【手続きの簡素化等】

① 交通アクセスの向上

共通乗車船券の発行や、バス、船便の増便の手続きの簡素化を行う。

② 都市公園、道路、港湾におけるオブジェ等の設置

文化観光拠点施設の周辺にある都市公園、道路、港湾において、オブジェ等の設置の際の手続きの円滑化を行う。

③ 登録文化財の提案権の付与

地方公共団体が文化財の専門的な調査を行い、価値があると認められた場合に、文化財登録原簿への登録の提案を可能とする。

【独立行政法人等による助言・支援】

国立博物館等による文化への理解の促進に関する助言や日本政府観光局（JNTO）による海外向けプロモーションの実施。

<p>趣旨</p>	<p>博物館が核となって実施する地域文化の発信や、子供、学生、社会人等あらゆる者が参加できるプログラム、学校教育等との連携によるアウトリーチ活動、新たな機能の創造等を支援。 本事業は、博物館の学校や地域との連携を促進するための「スタートアップ」的な支援事業であり、取組事例は広く文化庁HP等で公開。</p>	
<p>事業内容</p>	<p>1. 地域文化の発信の核となる博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の情報発信、相互連携 ・ユニークメニューの促進 ・地域のグローバル化拠点としての博物館（多言語化による国際発信等） ・地域に存する文化財や文化・自然資源を活用した地域共働の創造活動や地域の魅力の発掘・発信 <p>2. あらゆる者が参加できるプログラム及び学校教育や地域の文化施設等との連携によるアウトリーチ活動・人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校と連携した地域文化の担い手の育成（地域の子供を対象とした取組等） ・大学と連携した国内外で活躍する文化人材育成プログラムの開発 ・社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施 ・障がい者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業 <p>3. 新たな機能を創造する博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等他分野との連携・融合による活動 ・文化財や文化・自然資源の新たな保存管理・活用の手法の開発 	<p>【平成30年度取組例】</p>  <p>保育園へのアウトリーチ活動</p>  <p>中学校へのアウトリーチ活動</p>  <p>特養老人ホームのワークショップ</p>  <p>市営団地でのワークショップ</p>  <p>博図公連携モデル（巡回展）</p>  <p>日本美術会議（欧米専門家等）</p>
<p>補助</p>	<p>■ 補助事業者 博物館を中心とした実行委員会等</p> <p>■ 補助金額 予算の範囲内において定額</p>	<p>積算</p> <p>■ 積算件数 54件（1件7百万円）</p> <p>(参考) 地域と共働した創造活動支援事業 H30年度：71件 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 H29年度：97件 H28年度：102件 平成27年度：99件</p>

博物館レガシー基盤強化事業

<p>現状・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の博物館の国際的なプレゼンスは低く、国際会議でもアジアでは中国や韓国等が中心で日本の参加は少ない。ICOM京都大会は国外から3000人規模の博物館専門家らが参加する、国際的なプレゼンスを高める絶好の機会。 ○ 大会によって、世界の博物館施策の潮流に触れ、我が国の博物館が海外と施設や人との交流が図られるものの、いったん高まった国際的なプレゼンスを維持・拡充することが、大会のレガシーのため我が国の博物館振興に不可欠。 ○ さらに、大会では、博物館の抜本的な定義の見直しや持続可能な博物館運営が議論され、国際情勢を踏まえた我が国の博物館制度の見直しや、公共の博物館施設の安定的な管理・運営の観点からPFI事業等を推進することが必要。 	<p>施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際動向を見据えた我が国の博物館制度の在り方の検討、調査研究 ・国際会議での日本のプレゼンスの強化（若手専門家等の海外博物館ネットワーク構築） ・持続可能な博物館運営の実現（コンセッション方式等のPPP・PFI手法の導入）
--	---

ICOM京都大会を契機とした博物館機能強化レガシーの3つの事業

<p>2016 - 2019 ICOM京都大会に向けたレガシー創出</p>	<p>2020 - 2022 ICOM京都大会レガシーの持続的な取組</p>	
<p>博物館調査研究事業</p> <p>1. 博物館制度改善調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の定義の見直し ・登録博物館制度の在り方、社会教育施設、まちづくり、観光振興の拠点への期待 ・文化審議会博物館部会にて検討（2年程度） → 同部会にて制度見直しに関する調査事項を決定 (調査項目例) ※博物館評価の在り方 ※海外動向、博物館専門人材の在り方 等 <p>(委託) : 10百万円</p>	<p>海外ネットワーク構築事業</p> <p>1. 国際会議等への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手専門家等の国際会議でのプレゼン（年間3~5程度） ・有識者委員会等で参画する会議を選定 ・国際会議等での知見を踏まえた国内シンポジウムの開催（年2回） ・文化審議会博物館部会に報告 ・次回ICOM大会（2022年）までに国際会議等参加へのスキームを構築 <p>(委託) : 10百万円</p>	<p>PPP等による持続可能な博物館構築事業</p> <p>1. 事業の発案</p> <p>地域や施設の特長等を踏まえ、事業手法の検討などの「事業の発案」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業手法の検討 ・導入の判断基準 ・民間事業者へのインセンティブ <p>2. 具体化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業スキームの開発（期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、情報開示、法令・会計税務上の課題整理） ・民間事業者の意向調査 など <p>(委託) : 10百万円</p>

<p>効果</p>	<p>◎ 国際的な博物館ネットワークの構築 (国際会議での発信力強化)</p>	<p>◎ 持続可能な博物館運営の構築 (PPP/PFI等を活用した持続的な博物館運営の促進)</p>
------------------	---	--

美術品補償制度

趣 旨

優れた美術品をより多くの国民が鑑賞できるよう、海外等から借り受けた美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援する。

概 要

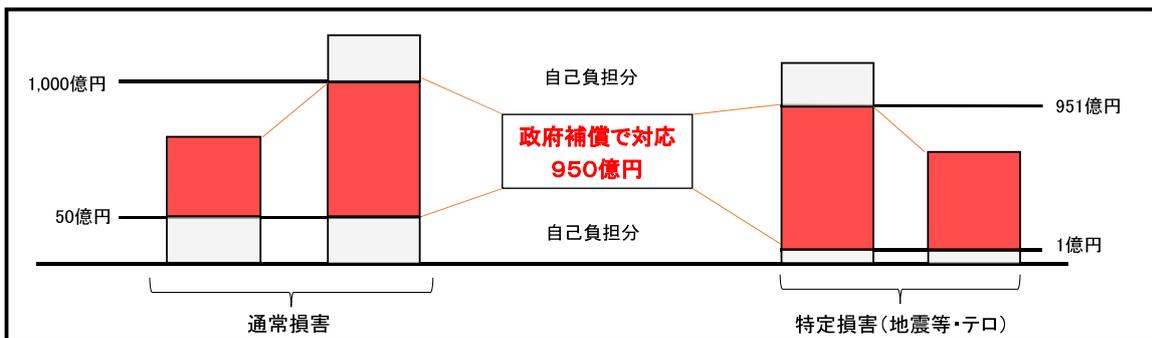
- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する（ただし、補償上限額を定める）。
- 文化審議会で審査を行い、補償契約を締結する。
- 申請から補償契約締結まで4カ月程度必要である。

近年の実績

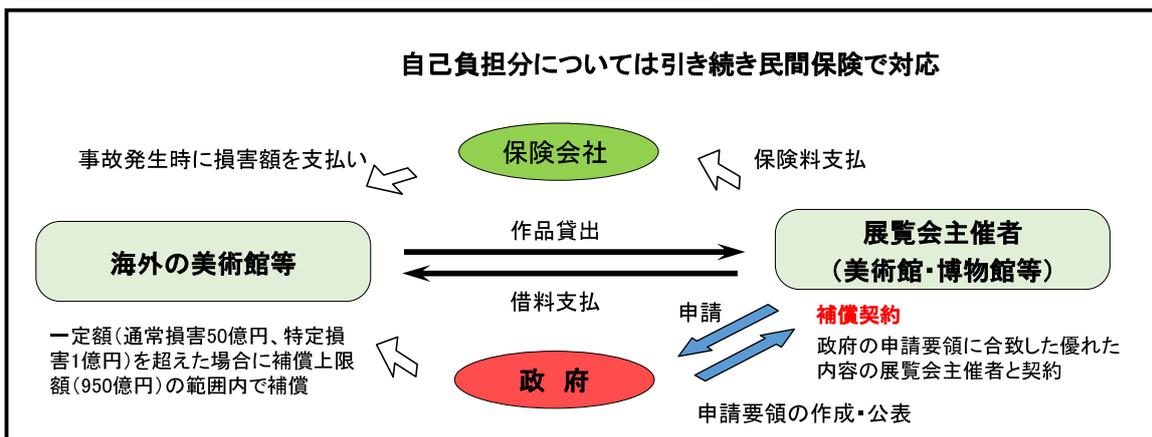
展覧会名	開催場所(開催期間)	展覧会名	開催場所(開催期間)
至上の印象派展 ビュールレ・コレクション	国立新美術館(平成30年2月14日～平成30年5月7日) 九州国立博物館(平成30年5月19日～平成30年7月16日) 名古屋市美術館(平成30年7月28日～平成30年9月24日)	ラファエル前派の軌跡展	三菱一号館美術館(平成31年3月14日～令和元年6月9日) 久留米市美術館(令和元年6月20日～令和元年9月8日) あべのハルカス美術館(令和元年10月5日～令和元年12月15日)
ブラド美術館展 ベラスケスと絵画の栄光	国立西洋美術館(平成30年2月24日～平成30年5月27日) 兵庫県立美術館(平成30年6月13日～平成30年10月14日)	クリムト展 ウィーンと日本1900	東京都美術館(平成31年4月23日～令和元年7月10日) 豊田市美術館(令和元年7月23日～令和元年10月14日)
ルーヴル美術館展 肖像芸術 一人は人をどう表現してきたか	国立新美術館(平成30年5月30日～平成30年9月3日) 大阪市立美術館(平成30年9月22日～平成31年1月14日)	ウィーン・モダンクリムト、シーレ 世紀末への道	国立新美術館(平成31年4月24日～令和元年8月5日) 国立国際美術館(令和元年8月27日～令和元年12月8日)
オルセー美術館特別企画 ピエール・ボナール展	国立新美術館(平成30年9月26日～平成30年12月17日)	国立西洋美術館開館60周年記念 松方コレクション展	国立西洋美術館(令和元年6月11日～令和元年9月23日)
マルセルデュシャンと日本美術展	東京国立博物館(平成30年10月2日～平成30年12月9日)	コートールド美術館展 魅惑の印象派	東京都美術館(令和元年9月10日～令和元年12月15日) 愛知県美術館(令和2年1月3日～令和2年3月15日) 神戸市立博物館(令和2年3月28日～令和2年6月21日)
ムンク展 ― 共鳴する魂の叫び	東京都美術館(平成30年10月27日～平成31年1月20日)	「オランジュリー美術館コレクション ルノワールとパリに恋した12人の 画家たち」展	横浜美術館(令和元年9月21日～令和2年1月13日)

4

○ 美術品補償制度における補償額の範囲



○ 美術品補償制度における関係者の契約関係



5

海外美術品等公開促進法

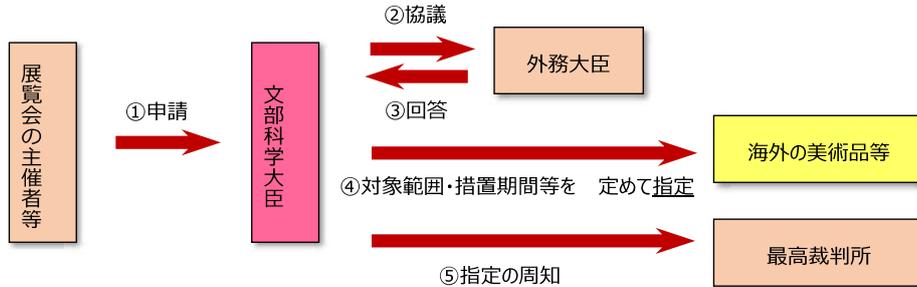
概要

我が国において公開される海外の美術品等について、文部科学大臣の指定によって、**強制執行、仮差押え及び仮処分を禁止**
※美術品のほか、「化石」や「希少な岩石、鉱物、植物及び動物の標本」も対象（指定に当たっては外務大臣への協議が必要）

背景

海外の美術品等の貸出しに当たって、強制執行等の禁止措置が担保されていることを条件とされ、日本の美術館が借り受けることが困難な事例が発生（諸外国においては強制執行等の禁止の措置が既に整備）
→ 海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置が必要
→ 同時に、海外の美術品等の公開促進のための施策も策定

指定の手順



指定状況

平成24年4月以降、これまでに88件の展覧会で公開するために借り受けた美術品について指定（令和元年12月現在）



6

登録美術品制度

■ 登録美術品制度とは

重要文化財や国宝、その他、世界的に優れた美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館において公開するもの。また、登録美術品は**相続が発生した場合、他の美術品とは異なり国債や不動産などと同じ順位で物納しやすくなる。**（実績：5件）

■ 登録美術品となる美術品

多くの人がある鑑賞の機会を切望しているような貴重な作品で、以下のいずれかの条件を満たしたもの。

- ・我が国の国宝や重要文化財に指定されている作品。
- ・世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する作品。
- ・更に、美術館との公開契約が確実に締結される見込みであることが必要。
- ・これまでの登録は、83件9,237点。（令和元年12月現在）

■ 本制度の対象となる美術館について

本制度において登録美術品を公開することのできる美術館となれるのは、博物館法に規定する「登録博物館」または「博物館相当施設」のうちの美術品を展示する施設に限られ、美術品の取り扱いや管理について十分な能力のあるところ。

登録美術品公開までの流れ

①美術品所有者が美術館へ相談
（公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）

②美術品所有者から文化庁に申請
（美術館の協力を得て申請書作成）

③文化庁の審査
（美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）

④登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結
（登録通知を受けた日から3か月以内に契約 期間は5年以上）

⑤登録美術品の公開
（国民の美術品を鑑賞する機会の充実）

<所有者の利点>

- ・美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておくより安心
- ・相続税の物納の特例措置

<契約美術館の利点>

- ・安定した公開が可能
- ・登録美術品が物納された後も継続して公開が可能

7

3. 劇場・音楽堂等に対する支援について

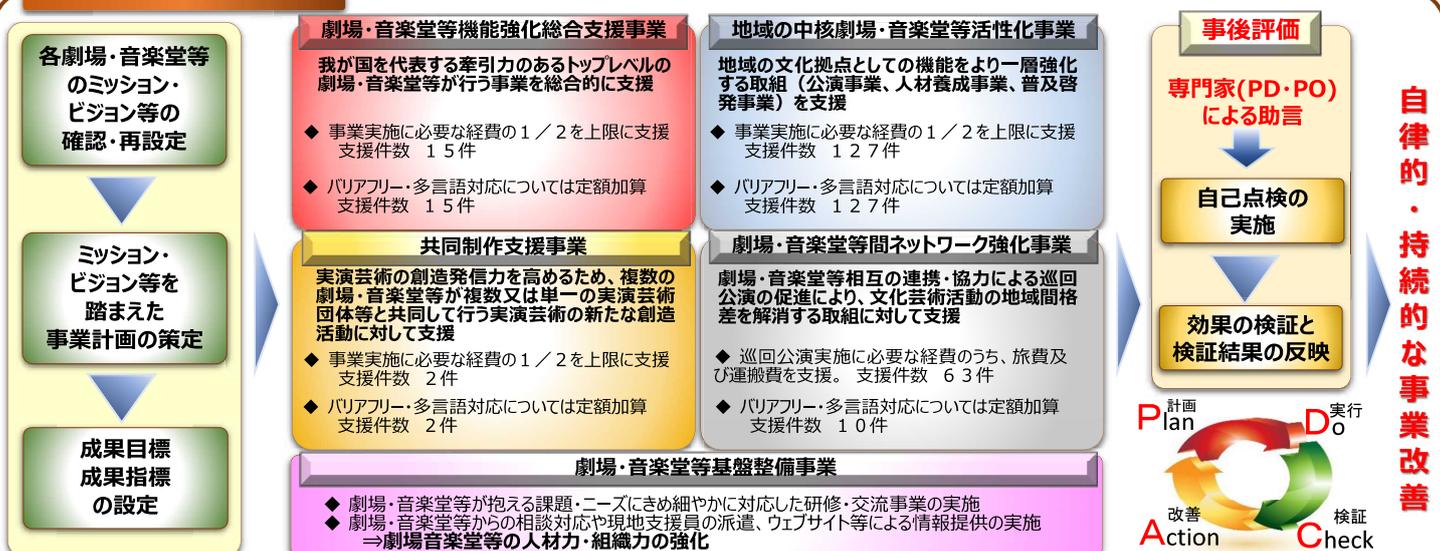
劇場・音楽堂等機能強化推進事業

令和2年度予算額(案) 2,431百万円
 (前年度予算額) 2,601百万円

事業の目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の**実演芸術の創造発信**や**専門的人材の養成、普及啓発のための事業**、**劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援**することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、**文化芸術立国の実現**に資することを旨とする。

事業の概要



- ・我が国のアーツカウンシルとしての機能を有する独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家(PD・PO)を活用し、事業に対する事後評価を引き続き実施し、検証結果を今後の事業の選定に反映させる。
- ・これらの取組により、劇場・音楽堂等の自主的・持続的な事業改善の循環を作り出す。
- ・バリアフリーや多言語対応を支援を拡充し、全ての人が文化芸術に親しむことができる拠点づくりを推進する。

概要

公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、**建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修**を行う場合においては、**固定資産税・都市計画税額の3分の1を減額**する。本特例措置は、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現を図ることを目的とする。

【特例内容】

固定資産税・都市計画税・・・1/3減額（改修工事完了の翌年から2年間）

【特例要件】

- ① 実演芸術の公演の用に供する施設である旨の証明があること。（文部科学大臣の証明）
 - ・実演芸術の公演と鑑賞のための設備（舞台及び客席等）を備えていること。
 - ・実演芸術に関する事業を実施している日が、施設の実使用中、過半数を占めていること。
- ② 高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした**改修工事**であること。
 - ・新築ではなく、修繕又は模様替等の改修であること。
- ③ ②の改修工事が**建築物移動等円滑化誘導基準に適合**している旨の証明があること。（市町村長の証明）
- ④ ②の改修工事が完了した日から3月以内に、①及び③の証明を含め、所在市町村に申告書の提出をすること。



特例内容



<建築物移動等円滑化誘導基準>

建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- ・車いす使用者用のトイレが必要階にある など

※建築物特定施設
出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内通路、駐車場 など

ぜひご活用
ください！
ご連絡お待ちしております！

※本税制は平成30年度から創設されたもので、令和3年度まで継続して活用できることとしております。

(案内) 文化庁HP : <http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsu/bunka/chiji/1406376.html>

(問合せ先) 文化庁企画調整課総括係 TEL : 03-5253-4111 (内線3143) e-mail : bireki@mext.go.jp



4. 国立アイヌ民族博物館について

令和2年4月24日開館！国立アイヌ民族博物館 ①

1 国立アイヌ民族博物館の概要

- 北海道白老町に整備が進められている「ウポポイ(民族共生象徴空間)」の中核施設として、令和2年4月24日に開館予定
 - ※ ウポポイには、「国立アイヌ民族博物館」の他、「国立民族共生公園」があり、古式舞踊の披露等、様々な体験プログラムを実施予定。
- 先住民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館
- 政府目標である「年間来館者数100万人」を目指す。



ウポポイは、単にアイヌ文化の振興だけでなく、我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、国際的にも追求されている将来の豊かな共生社会を構築し、将来の世代により良い社会を残していくための象徴としての役割を担う。

■ 理念

先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する。

■ 目的

- ① アイヌの歴史・文化・精神世界等に関する正しい知識を提供し、理解を促進する博物館
- ② アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館専門家を育成する博物館
- ③ アイヌの歴史・文化に関する調査と研究を行う博物館
- ④ アイヌの歴史・文化等を展示する博物館等をつなぐ情報ネットワーク拠点となる博物館

■ 展示

基本展示:アイヌの人々の視点で、「私たちの○○」という6つの切り口でアイヌの歴史、文化を紹介
特別展示・テーマ展示:最新の調査研究成果に基づいた多様な切り口の展示を一定期間内に紹介



延床面積	約8,600㎡
基本展示室	約1,250㎡
特別・テーマ展示室	約1,000㎡
シアター	約150㎡



令和2年4月24日開館！国立アイヌ民族博物館 ②



2 博物館の新たな役割を担うために

社会教育施設としての役割

● 学校教育との連携・生涯学習対応に重点

・スクールプログラム、ワークショップ、学校への教材貸出、出前講座、遠隔授業等の積極展開

● 研究者による対話型解説の実施

・「探究展示”テンパテンバ”(子供向け展示)」において、研究員による対話型解説を実施



「探究展示”テンパテンバ”」では、子供達が展示物を手に取って見たり、遊びながらアイヌ文化を学べるほか、研究員による対話型の解説を行い、学びを深める予定。

・その他ギャラリートーク、講演会などを通じた研究員と観客との相互交流による社会教育の実施

● 博物館人材の育成

・アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館専門家を育成。
・アイヌ文化の担い手育成への貢献

SDGs、様々な課題に対応する役割

● 共生社会実現に向けた取組

・自然と調和し共存するアイヌの人々の精神世界をはじめ、アイヌの歴史・文化等を国内外に発信
・「私たちの～」という切り口で、アイヌの人々の視点で語る基本展示

● 文化の継承と創造

・国内外のアイヌ関連施設のネットワーク拠点となり、資料情報を共有するとともに、共同研究やアイヌ資料の保存技術、修復技術等向上を目指す。
・新しい文化の創造・発信の原動力となる。

● アイヌ語の復興

・館内の第一言語をアイヌ語に設定
・解説文を始め館内のあらゆるサインにアイヌ語を使用
・音声ガイドによりアイヌ語の解説を聞くことも可能

● さまざまな人々と共に成長を続ける博物館

・来館者、アイヌ文化の担い手、博物館員など、博物館に集うさまざまな人々の情報交換と討論を重ねる場となる。

観光資源としての役割

● ここにしかない体験の提供

・アイヌをテーマとした唯一の国立博物館
・様々な体験プログラムが用意されたフィールド(公園)との相乗効果
・人気アニメ等とのコラボ展示
・自然豊かなロケーションとポロト湖を眺望できる2階パノラミックロビーからの風景
・アイヌ文様を活用した建築



● 地域性を考慮した多言語対応

・アイヌ語に加え、ロシア語、タイ語を含め最大8言語で対応
アイヌ語、日本語、英語、中国語<繁体字・簡体字>、韓国語、ロシア語、タイ語

● 観光のハブ機能

・近隣観光地(洞爺湖、登別等)との連携
・全道のアイヌ関連施設の紹介

3 教育旅行の受け入れ

- 年間来場者数100万人の達成及びアイヌの歴史や文化の正しい認識と理解の促進のため、ウポポイ全体として教育旅行の受け入れに力を入れています。
- 博物館のスクールプログラムである「はじめてのアイヌ博」の他、公園内各施設で行われる「伝統芸能上演」、「アイヌ料理体験」、「ムックリ」の演奏体験などアイヌの歴史や文化に触れられる様々なメニューを用意しています。



詳しくは



ウポポイHP

<https://ainu-upopoy.jp/>

(公財)アイヌ民族文化財団
団体予約受付センター TEL:011-206-7427

【予約受付状況】12/16～23の8日間の集計

小学校 94校(道内94)

中学校 52校(道内41、道外11)

高校 67校(関東15、中部21、関西12、中四国17、九州2)

計 213校

